

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月3日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第26条関係）							
行政財産使用料の基準							
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	
土地	(略)	電気	水道、下水道管、ガス管その他これに類するもの	新潟市部	(略)	新潟市部	37
							28
			外径が0.15メートル未満のもの	新潟市以外	(略)	新潟市以外	37
							49
			外径が0.15メートル以上トル未満のもの	新潟市部	(略)	新潟市部	79
							100
			外径が0.2メートル未満のもの	新潟市以外	(略)	新潟市以外	97
							240
			外径が0.2メートル以上トル未満のもの	新潟市部	(略)	新潟市部	210
							75
			外径が0.4メートル未満のもの	新潟市以外	(略)	新潟市以外	240
							520
			外径が0.4メートル以上	新潟市部	(略)	新潟市部	190
							300
			外径が0.4メートル以上	新潟市以外	(略)	新潟市以外	250
							98

1メートル未満のもの	1,000	490	380
	1,200	600	490
1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

